

佐賀市 建設キャリアアップシステム活用試行工事 実施要領

1. 目的

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促すために必要な事項を定め、技能者の処遇改善、並びに優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたり確保・育成に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・元請企業：佐賀市が発注する工事の受注者をいう。
- ・下請企業：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められているものをいう。
また、交通誘導警備員等 CCUS に登録が可能な事業者も含む。
- ・技能者：元請企業および下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者（一人親方を含む）をいう。
- ・事業者登録：CCUSに「事業者」の登録を行うことをいう。
- ・技能者登録：CCUSに「技能者」の登録を行うことをいう。
- ・現場登録：CCUSを活用する工事の元請企業が、現場・契約情報の登録を行うことをいう。
- ・就業履歴情報登録：技能者による現場での建設キャリアアップカードを用いた就業履歴の情報又はCCUSに直接入力した情報の登録を行うことをいう。
- ・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。
- ・現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金をいう。

3. 対象工事

佐賀市が発注する全ての工事を対象とする。

4. 対象期間

現場着手日（準備期間を除く）から、現場完成日（後片付け期間を除く）までの期間のうち、休日等を除いたものとする。ただし、現場着手日までに事業者登録及び現場登録が完了していない場合は、これらの登録が完了した日の翌日から現場完成日（後片付け期間を除く）までの期間のうち、休日等を除いたものとする。

5. 実施方法

- (1) 発注方式は、契約の締結後、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする。
- (2) 受注者は、CCUSの活用を希望する場合、施工計画書提出の前までに、工事打合せ簿により発注者へ報告する。

6. 実施内容

CCUSを活用する工事について、対象項目及び実施内容は下表のとおりとする。

対象項目	実施内容
①事業者登録	元請企業及び下請企業1社以上を登録
②技能者登録	元請企業及び下請企業各1名以上を登録
③現場登録	当該現場を登録
④就業履歴情報登録	当該現場へカードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を1回以上蓄積

7. 達成状況の確認方法

受注者は、工事完成時に次の表に掲げる書類を発注者へ提出し、CCUSを活用する工事の達成状況について確認を受けなければならない。

対象項目	確認書類
①事業者登録	システムより出力した、「就業履歴（月別カレンダー）」により確認 カードリーダーは、現場設置状況が分かる写真
②技能者登録	
③現場登録	
④就業履歴情報登録	

8. 工事成績評定

実施内容について全ての履行状況が確認できた場合は、工事成績評定（一般監督員）の「創意工夫」の「安全衛生」の「その他」の項目において、1点の加点とする。

なお、履行の確認ができなかったことによる減点を行わないものとする。

9. CCUSを活用する工事に係る費用

CCUSを活用する工事に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は受注者が負担するものとする。

10. 特記仕様書または現場説明書への明示

CCUS活用試行工事の対象工事は、その旨、特記仕様書または現場説明書に明記するものとする。

11. その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者協議により定めることとする。

附 則

(試行期日)

この要領は、令和7年12月1日以後に公告又は指名通知等を行う工事等に適用する。